

〔法制史〕 日本家族法史の課題——「家」と家父長制—— 大竹秀男

一 青山道夫氏は、日本の「家」の本質に関して、超世代的な観念的な「家」の存在が封建社会において結実し、それが多元的意義を含みつつ「家父長的家族制度」と深く結びついたと述べられている（日本の「家」の本質について——有賀・喜多野論争を中心として——）福島正夫編『家族・政策と法7』東京大学出版会、昭五一）。筆者も近世江戸期の農民家族について、武士家族に比べれば「家」意識も家長権力も相対的に弱いけれども、その特質は「家」的**家父長制**だと考えた（『封建社会の農民家族 改訂版』創文社、昭五九）。鎌田浩氏も武士家族・庶民家族を**家父長制家族**と把握されている。しかし、氏と筆者との**家父長制**についての理解には異なるものがある（詳細は前掲拙著を参照されたい）。

簡単にいうと、**家父長制**を、**鎌田氏**が「家」の権威を基礎とする**家長の家成員支配**だとされるのに対し（『幕藩体制における武士家族法』成文堂、昭四五、「近世の家秩序と家長制概念——大竹秀男・石井紫郎両氏に答える——」『社会科学の方法』五巻六号）、**筆者**は**家父**に対する**家成員の人格的な恭順**に基づく**家父の権威**による**家支配**だとするのである。「家」を**家父長権の源泉**とみるのとみないのとの違いだといってよからう。**藤井修氏**は、**筆者**が**家族集団の支配権者**を単に「**家長**」の

地位にある者」と表現した部分を捉えて、「家父長制において重要なのは『家長の地位』自体ではなく、家族集団の最高権威者は誰かということであり、たとえ家長が父権・夫権・主人権を排他的に行使していても、彼が最年長者の男子でなければ本来の家父長制とは必ずしもいえない。」と批判されている（「再考・日本の「家」——一系性と家父長制をめぐる——」【近代】六一号）。少し誤解されているのではないかとおもう。筆者の考えでは、家族集団の最高権威者は本来家父であり、江戸期の農民の家については「父」なる当主である。しかし、武士家族も、庶民家族も、生前相続の場合は、家長たる当主の権限行使が隠居した父により制約された。筆者はこれを隠居の当主に対する後見的監督権行使による制約と解し、家父長制の変型と見るのである。鎌田氏は家長権の不完全譲渡と解される。藤井氏は隠居の親権行使と解して、この点にこそ「家父長制としての実質が内包されている」とされる。三者のこのような見解の相違が家父長制それ自体の理解の相違によることは明瞭であろう。家父長制概念を明確にすることの必要が痛感される。

ところで、隠居たる父の後見的監督に服して当主が家長権を行使する状態を筆者は家父長制の変型としたが、その前提には父による家成員の統合支配の状態が本来の家父長制だという考えがある。そういう本来の家父長制の存在は中世に見出すことができるようにおもう（石井紫郎「『いえ』と『家父長制』概念——鎌田浩氏の業績に触発されて——」【社会科学の方法】四巻一二号）。しかし、中世から近世への家父長制の変質の過程はまだ十分明らかにされているとはいえない。一方、私見によれば、家名・家業・家産を一体として父系の血統の連続により永続する超世的存在だとする「家」観念は、室町期末の武家社会の一元的単独相続を契機として発生し、庶民層には江戸期後期に透過した。藤井氏は、これは「家」の歴史的展開の過程上に生じたのであって、「家」の成立自体はこれ以前にさかのぼると述べられている。それにちがいないが、そこで問題として出てくるのは、これ以前の「家」がどういうものであり、その「家」と家父長制との関連はどうであったかということであろう。

二 以上のような筆者の問題関心から注目するのは最近の古代家族研究の諸業績、とりわけ関口裕子（氏の家族関係論文は後掲・義江著四二七頁に挙げられている）、吉田孝（「律令国家と古代の社会」Ⅱ、Ⅲ、岩波書店、昭五八）、明石一紀

（「日本古代家族研究序説——社会人類学ノート——」「歴史評論」三四七号、「古代・中世の家族と村落」「歴史評論」四一二号、「古代、中世の家族と親族」「歴史評論」四一六号、「大宝律令と親等法——服忌条・五等親条の意義」「日本史研究」二五八号）、義江明子（『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、昭六一）諸氏の論考である。律令制社会においては、各層ともまだ家長制の成立をみず、経営体としての家も不安定かつ流動的で確立されなかったが、院政期以降、支配者層、それにおかれて庶民層に自立的な経営体としての成立をみたとする点において、右の諸氏の見解はほぼ一致している。しかし、この「家」の成立が直ちに一系的な「家」の成立だとは考えられていない。それは吉田氏によれば「父子相承」の「家」であり、明石氏によれば「親子限りのイエ」である。それがやがて父系継承の連続的な一系的「家」に変質していったと把握されている。

右の諸氏の研究は籍帳研究Ⅱ古代家族研究という状況から抜け出て、社会人類学等の隣接諸科学の方法・成果を取り入れ、籍帳以外の史料により家族像の構築を目指しており、杉本一郎氏により、古代家族研究の最先端を行くものと高く評価されている（「日本古代家族研究の現状と課題——関口裕子・吉田孝・明石一紀説を中心として——」「法制史研究」三三）。諸氏の所論の問題点、古代家族研究の課題についても杉本氏が詳述されているので参考にしていただきたいが、近世家族史研究とのつながりを考える筆者には一系的な「家」の成立に関して確かめるべき問題があるようにおもわれる。

一系的な「家」は永続する経営体として把握されているから、論理的には系譜と経営体の基礎をなす所領とを一体として継承されるのが一系的な「家」であろう。しかし、中世相統法は原理的には家督の相統と家に帰属する所領の相統との二元主義であり、鎌倉期末以降、父祖の遺命により嫡子に所領を単独承継させる傾向が現われてくるというものの、所領不分割が必ずしも貫徹されていたとはいえない。系譜と所領とを一体不分離とする思想が成立したといえるか疑問である。分割相統によっても、所領全部の単独承継でなくとも自立的な経営体の維持に必要な程度の所領の家嫡による承継が考えられなくもない。或るいは、また、「ヤケ」と「イヘ」との統合による「家」の成立という吉田氏の発想に示唆されて、一系的な「家」の成立を所領よりも「屋敷」と系譜との一体的継承にみる考えもありである。一系的な「家」の成立の基本的要素が

屋敷の継承と所領の継承のいずれであつたかを明確にする必要があるように筆者にはおもわれる。

もう一つは家父長制の問題である。中世社会は父の親権による家成員の支配統合という本来の家父長制が存在したが、この家父長制は一系的な「家」の特性であつたろうか。私見を挾めば、それ以前の経営体としての「家」において、家経営のための父による家の財産の管理・家成員に対する指導統制の体制が家内部に形成され、一系的な「家」の時代には親権と家長権の重畳・分離が特徴的となるが、そういう家支配の状態をつくりだしたのが一系的な「家」だったとは考えがたい。といつても確信をもって主張するまでには至っていないが、右の点についての中世史家の議論を聞くことができれば、近世の家父長制についての理解も深められるであらう。

(武庫川女子大学・日本法制史)